

No.	3	体系コード	1-1-2	担当セクション	企画管理部秘書広報課			
取組事項	e市政モニター制度の導入検討							
問題点等 (改革の 必要性)	市民の皆さんから意見を聴く機能として、市長への手紙や地域こん談会、パブリックコメント制度など、いくつかの事業を展開しているが、時代のニーズに応じた新たな事業導入の必要性について検討をする。		取組内容	e市政モニター制度の効果と必要性を庁内各所属の意見や他市の状況を見ながら検証し、導入に向けた検討を行う。				
効果	◇市民からの新たな意見を聴取できる。 ◇現行事業を含めた広聴機能の効果等を再検証できる		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	先進地の取組状況調査		実施	実施				
	e市政モニター制度の導入に向けて検討		結果報告	検討				
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-					
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-					

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇既存事業の現状効果と本事業の役割を分析 ◇先進地の取組状況調査 ◇結果報告の作成・公表	◇既存事業の現状効果と本事業の役割を分析 ◇先進地の取組状況調査 ◇結果報告の作成・公表 ↓ 検討結果	100	100	課長 内田 尚
23年度		市の各種計画の策定等にあたっては、パブリックコメントを実施して市民の意見を聴取し、計画に活かすとともに、意見に対する見解も示し、広聴機能を果たしている。 その他の広聴機能としては、 ①市長への手紙 ②地域こん談会 ③出前タウンミーティング ④ホームページを活用した各種アンケート ⑤広報紙クイズ応募時の意見聴取 などの制度を確立しており、市政等に対する市民意見を幅広く得る体制を整えている。			
24年度		過去には、平成14年まで市政モニター制度を実施していたが、制度を継続する中でモニター登録者の固定化が進み、新たな視点での意見を得にくくなったという実態がある。 また、府内自治体を調査した結果、e-市政モニター制度を導入している自治体は無い。 さらに、平成23年度には、ホームページのリニューアルを予定しており、その中で広聴機能の付加について更に研究していくこととする。			
25年度					
26年度					
進捗状況の求め方		それまでの進捗状況から主観的に算定する。			

No.	75	体系コード	2-1-1	担当セクション	教育部学校教育課			
取組事項	公立小中学校スクールバス使用料の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	本市スクールバスの使用料は、当初の運行経過及び利用する児童生徒の通学距離等の理由から、各学校毎の使用料(保護者負担額)の設定には格差があり、適正な保護者負担のあり方を検証していく必要がある。		取組内容	義務教育における機会均等の観点から、適正な保護者負担のあり方について検討し、使用料の見直しを行います。				
効果	◇教育の機会均等の確保 ◇通学安全の確保		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	使用料見直し方針決定				実施			
	見直しに係る説明(各学校PTA、地元自治会)				実施			
	使用料の見直し(改定)				実施			
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)		/	-			
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)		/	-			

実施状況				進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績		
22年度		22年度当初は全市的に保護者負担の均衡を図り、適正な使用料の徴収と路線の見直し検討を実施することとしていたが、市議会の事務事業評価等の中で「無償化すべき」との提案を受け、無償化へ向けた見直しを行うこととした。そのため、22年度の取組<No.46>については中止した。 (教育の機会均等の確保の取組みとして23年度実施計画<No.75>で別の事項として取組む)				
23年度	◇見直しに係る説明(各学校PTA、地元自治会) ◇見直しに係る方針決裁 ◇実施	◇6月議会で提案したスクールバス無料化に係る条例・予算が可決したことから、本年4月からの無料化実施について関係自治会及び保護者への説明。 ◇西別院小学校における登校時のスクールバス運行について8月20日に西別院・東別院小学校保護者への説明会を実施 ◇2学期からスタート	100	100	次長 中川巻信	
24年度						
25年度						
26年度						
進捗状況の求め方		H23年度での見直し完了を100%とし、事務の進捗状況から主観的に算定する。				

No.	17	体系コード	2-1-4	担当セクション	総務部財政課			
取組事項	亀岡市土地開発公社の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	市からの依頼に基づいて公社が先行取得した土地が、諸般の事情により市が買い戻さず、公社が土地を長期保有せざるを得ない状況が続いていた。 このことにより、公社の金融機関からの借入額が増加し、市が買い戻すべき土地の簿価額が増加している。		取組内容	平成20年7月に策定した「公社経営健全化計画」の着実な実行を図る。				
効果	◇公社の長期保有土地の減少 ◇市の買戻額の抑制		効果額の 求め方	※目標効果額については「No.48土地開発公社保有地の活用・処分」に表記				
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	公社経営健全化計画に基づく長期保有土地の買戻し		平成24年度末の長期保有土地簿価額23億円	実施	実施	実施		
	公社経営健全化計画に基づく無利子貸付金の実施		公社の金融機関借入残高10億円	実施	実施	実施		
	公社経営健全化計画期間終了後に公社存続の検討						検討	
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-	-	-	-	
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-	-	-	-	

実施状況				進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績		
22年度	◇公社保有用地担当課による買戻し [約4億円の買戻し] ◇無利子貸付金の実施	◇公社保有用地担当課による買戻しに係る事務 ◇公社保有用地担当課による買戻し (平和の森及び亀岡駅前広場、4.1億円) ◇無利子貸付金の実施(1億円) ◇公社保有用地担当課による買戻し (馬堀駅前、2.3億円)	30	40	課長 木村好孝	
23年度	◇公社保有用地担当課による買戻し [約11億円の買戻し] ◇無利子貸付金の実施	◇公社保有用地担当課による買戻しに係る事務 ◇無利子貸付金の実施(1億円) ◇公社保有用地担当課による買戻し (長尾山、10.8億円)	79	91	課長 木村好孝	
24年度	◇公社保有用地担当課による買戻し [約4億円の買戻し] ◇無利子貸付金の実施	◇公社保有用地担当課による買戻しに係る事務 ◇無利子貸付金の実施(4.6億円) ◇公社保有用地担当課による買戻し (馬堀駅前、4億円)	100	100	課長 木村好孝	
25年度						
26年度						
進捗状況の求め方	H22年度実施計画における計画期間内の買戻し目標額(約16億円)を100%として、買戻し実績から算定する。 買戻し計画を繰上実施し、目標額をH23年度以降約19億円、H24年度以降約21億円として買戻し実績から算定する。					

No.	18	体系コード	2-1-4	担当セクション	総務部財政課			
取組事項	亀岡市住宅公社の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	景気低迷により事業化が難しく、土地価格の下落による資産減少により、経営が困難な状況である。		取組内容	事業収支年次計画を定め、経営健全化に取り組む。 ・保有資産処分による借入金の減少 ・維持管理経費等の見直しによる改善 ・法人整理も含めた抜本的な見直し				
効果	○借入金の減少による経営の改善 ○維持管理経費等の見直しによる経営のスリム化		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	保有資産処分による借入金の減少			実施	実施	実施	実施	
	維持管理経費等の見直しによる改善			実施	実施	実施	実施	
	法人整理も含めた抜本的な見直し			実施				
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)		-	-			
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)		-	-			

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇保有資産処分◇維持管理経費等の見直し ◇法人整理も含めた抜本的な見直し	◇保有資産処分 ◇法人整理も含めた抜本的な見直し検討 ◇保有資産処分(篠町柏原、大井町並河) ◇保有資産処分(麹田野町芦ノ山)	-	25	課長 木村好孝
23年度	◇保有資産処分 ◇維持管理経費等の見直し ◇法人整理も含めた抜本的な見直し	◇保有資産処分 ◇保有資産処分(余部町清水、篠町柏原、中矢田町岸ノ上、千代川町今津・高野林) ◇法人整理も含めた抜本的な見直し検討 ◇破産申立 ◇破産処理	50	100	課長 木村好孝
24年度					
25年度					
26年度					
進捗状況の求め方	全体の中から進捗を検討し、主観的に判定する。				

No.	19	体系コード	2-1-4	担当セクション	生涯学習部市民協働課		
取組事項	生涯学習かめおか財団の公益財団法人への移行						
問題点等 (改革の 必要性)	多様化するニーズに対応すべく、本市生涯学習推進における民間中核組織として公益財団法人化を行う。	取組内容	◇公益財団法人化に向けた、会計基準等の整備 ◇公益財団法人への認定(認可)申請・移行				
効果	多様化するニーズに対応すべく、本市生涯学習推進における民間中核組織としての役割が担える。	効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組	目標値等	工 程				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	公益財団法人化に向けた設計	定款等の改定・整理	実施 →				
	H20会計基準の整備	H20会計基準移行	実施 →				
	公益財団法人化申請	公益財団法人化申請	準備 →	実施 →			
	公益財団法人への移行	公益財団法人への移行		準備 →	実施 →		
目標効果額	—千円	単年度目標効果額(千円)	—	—	—	—	—
実績効果額	—千円	単年度実績効果額(千円)	—	—	—	—	—

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇方針決定 ◇公益財団法人化に向けた設計 ◇H20会計基準の整備 ◇公益財団法人化申請準備	◇方針決定(理事会・評議員会で議決) ◇公益法人化に向けた設計 ◇H20会計基準の整備 ◇公益財団法人化申請準備	50	60	課長 山田二郎
23年度	◇H20新会計制度導入 ◇公益財団法人化申請 ◇公益財団法人化申請最終調整	◇H20新会計制度準備及び導入 ◇公益財団法人化申請 ◇1月開催の京都府公益等認定審議会に向けて京都府と調整 ◇3月26日付けて、公益財団法人認定通知書の通知が届く	95	95	課長 山田二郎
24年度	◇認定(認可)、公益財団法人化移行	◇平成24年4月1日、公益財団法人として名称変更登記完了	100	100	課長 桂 政彦
25年度	/				
26年度	/				
進捗状況の求め方		認定(認可)の目標をH24年第1期とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。			

No.	20	体系コード	2-1-4	担当セクション	生涯学習部市民協働課			
取組事項	亀岡市交流活動センターの公益財団法人への移行							
問題点等 (改革の 必要性)	多様化するニーズに対応すべく、本市の住民交流及び国際交流における民間中核組織として公益財団法人化を行う。		取組内容	◇公益財団法人化に向けた、会計基準等の整備 ◇公益財団法人への申請・移行				
効果	公益財団法人格の取得による、市民の信頼性の拡大		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	法人化に向けた設計		定款等の改定・整理	実施				
	H16会計基準の整備		H16会計基準移行	実施				
	公益財団法人化申請		公益財団法人化申請	準備	実施			
	公益財団法人への移行		公益財団法人への移行	準備	実施			
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)		-				
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)		-				

実施状況			進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇H16会計基準に移行 ◇方針決定 ◇公益財団法人化に向けた設計 ◇公益財団法人化申請準備	◇H16会計基準に移行、方針決定（理事会において方針承認）、公益法人化に向けた設計に向けて進めていた。 ◇今日までの成果、行政背景及び公益法人化に伴う制度背景等に基づき、当センターのあり方を検討した結果、23年度における当センターの解散も含めた方向を決定。（公益法人は取得しない。） ※H23年度はNo.73にて別の取組事項として取り組む。	75	40	課長 山田二郎
23年度	/	22年度当初は、公益財団法人格の取得を目指していたが、住民交流及び国際交流における民間中核組織として今日までの成果を踏まえ、今日的当センターのあり方を再検討した結果、23年度における公益法人は取得せず解散することとした。故、22年度の取組<No.20>については取組方針を転換し、新たな取組みとした。 （解散に向けての取組みは23年度実施計画<No.73>で別の事項として取組んだ）	/	/	
24年度	/	/	/	/	
25年度	/	/	/	/	
26年度	/	/	/	/	
進捗状況の求め方			認定(認可)の目標をH24年第1期とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。		

No.	21	体系コード	2-1-4	担当セクション	環境市民部環境クリーン推進課				
取組事項	亀岡市清掃公社の見直し								
問題点等 (改革の 必要性)	新公益法人改革3法が平成20年12月1日に施行され、特例民法法人となった公益法人であるが、法定移行期間内(平成25年11月30日まで)に新法人に移行する必要がある。また、市民から信頼される効率的な組織を目指す。			取組内容	◇移行期間内に新法人への移行 ◇移行法人の方向確認 ◇事業目的及び機関設計等 ◇評議員選任方法認可申請 ◇定款作成◇移行申請◇移行登記				
効果	新法人格の取得による、市民サービスの更なる向上			効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組			目標値等	工程				
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	新公益法人制度による新法人に向けた方向性の確定作業			方向性の確定	検討				
	新法人化に向けた法人設計			定款(寄付行為の変更)及び機関設計等	準備				
	新法人への移行申請			認定等の申請		準備			
新法人への移行			登記			実施			
目標効果額		-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-	-	-	-	
実績効果額		-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-	-	-	-	

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇移行準備会議の設置 ◇20年会計基準への変更準備 ◇基本方針決定 ◇移行準備会議 ◇20年度会計基準の試行導入	◇内部協議(環境事業課、清掃公社) ◇財団法人亀岡市清掃公社改革検討会議を設置 ◇検討会議による検討結果の取りまとめ ◇企画管理部長通知 ◇20年度会計基準の試行導入に向けた準備 ◇類似例の情報収集及び関連事項調査 ◇定款変更案の作成◇最初の評議員選任機関の認可申請 ◇評議員選定委員会(最初の評議員の選任決議)	40	50	環境事業課 課長 中川 清
23年度	◇移行準備会議 ◇20年会計基準の採用 ◇移行準備会議 ◇定款変更案の作成 ◇旧主務官庁への最初の評議員選任機関の認可申請 ◇評議員選定委員会(最初の評議員の選任決議) ◇移行準備会議 ◇移行申請(申請書の提出) ◇認定(認可)後の移行登記	◇移行申請(申請書の提出) ◇補正(1次)申請提出 ◇補正協議及び追加資料の提出 ※京都府公益認定等審議会で審議中 ◇補正協議及び追加資料の提出 ◇審議会答申(認定) 12月21日付 ◇認定(認可)後の移行登記	100	100	環境事業課 課長 中川 清
24年度	◇移行登記後の登記完了届と区切り決算	◇移行登記後の登記完了届と区切り決算	100	100	環境クリーン推進課 課長 中川 清
25年度	(この年度は実施されず)				
26年度	(この年度は実施されず)				
進捗状況の求め方	認定(認可)の目標をH23年第4期とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。				

No.	22	体系コード	2-1-4	担当セクション	健康福祉部こども福祉課			
取組事項	亀岡市福祉事業団の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	市民から信頼される自主性・主体性を持った組織とするために、公益財団法人化を目指す。		取組内容	◇公益財団法人化に向けた方向性の確定作業 ◇公益財団法人化に向けた法人設計(定款及び機関設計) ◇公益財団法人の移行				
効果	公益財団法人格の取得による、市民の信頼性の拡大		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	公益財団法人化に向けた方向性の確定作業		方向性の確定	検討				
	公益財団法人化に向けた法人設計		定款(寄付行為の変更)及び機関設計等		準備			
	公益財団法人の移行		登記				実施	
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-	-	-	-	
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-	-	-	-	

実施状況			進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇方針決定 ◇20年度会計基準の試行導入 ◇移行準備会議の設置(法人設計の検討)	◇方向性の確定作業について検討 ◇方針決定のために取り組むべき見直しの方向性を決定 ◇20年度会計基準のシステム導入及び調整 ◇移行準備に向けた関係者調整(理事会等)	25	25	課長 玉記道子
23年度	◇20年度会計基準の本格導入 ◇移行準備会議 ◇定款(案)の策定 ◇理事、監事及び評議員の人选 ◇旧主務官庁への最初の評議員選任機関の認可申請	◇20年度会計基準の仮稼働 ◇移行準備に向けた関係者調整(理事会等) ◇旧主務官庁への最初の評議員選任方法の認可申請 ◇移行準備に向けた関係者調整(理事会等) ◇最初の評議員選任方法の認可 ◇会計規程の改正 ◇定款(案)の策定 ◇評議員、理事メンバーの承認 ◇理事会で評議員候補者の推薦決議(評議員の選任)	60	60	課長 小川 泉
24年度	◇旧主務官庁への寄付行為の変更認可申請 ◇評議員選定委員会(最初の評議員の選任決議) ◇公益財団法人への移行認定申請 ◇認定 ◇公益財団法人への移行登記申請(設立登記申請及び特例民法法人の解散登記申請) ◇登記事項証明書の提出	◇理事会(公益法人への移行認定申請の承認議決) ◇公益財団法人移行認定申請書の提出(6/26) ◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第8条第1号に基づく意見書を京都府に提出 ◇公益財団法人として京都府知事から認可(平成25年3月18日付け京都府指令5第150号) ◇移行登記	100	100	課長 小川 泉
25年度					
26年度					
進捗状況の求め方		認定(認可)の目標をH24年第4期とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。			

No.	24	体系コード	2-1-4	担当セクション	まちづくり推進部都市整備課			
取組事項	亀岡市都市緑花協会の公益財団法人への移行							
問題点等 (改革の 必要性)	公益法人制度改革に伴い、従来の公益法人は公益社団・財団法人または、一般社団・財団法人へと移行することとなった。当協会としては、市民から信頼される組織となるため、公益財団法人化を目指す。		取組内容	公益財団法人化に向けた方向性の確定作業、公益財団法人化に向けた法人設計(定款及び機関設計)、公益財団法人への移行				
効果	公益財団法人格の取得により、組織の公益性が図れ、市民の信頼を得ることができる。		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	公益財団法人化に向けた方向性の確定作業		方向性の確定	検討				
	公益財団法人化に向けた法人設計		定款(寄付行為の変更)及び機関設計等		準備			
	公益財団法人への移行		登記				実施	
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-				
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-				

実施状況				進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇移行に向けた基本方針の作成 ◇20年度会計基準への準備 ◇定款等の変更案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◇毎月実施する連絡調整会議にて公益法人化への進捗状況を確認。 ◇定款変更(案)の作成を指導。 ◇定款(案)の作成、会計システムの構築について指導。 	25	25	課長 柴田芳夫	
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇20年度会計基準の本格導入 ◇理事・評議員等役員を選任について検討 ◇旧主務官庁への寄付行為の変更許可申請 ◇公益財団法人への移行認定申請書類の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◇毎月実施する連絡調整会議にて、公益法人化への進捗状況を確認。 ◇評議員の選任及び許可申請提出について指導 ◇公益財団法人への寄付行為の変更許可申請、移行認定申請書類の作成及び提出について指導→8/24京都府認定 ◇移行登記申請(設立登記申請及び特例民法法人の解散登記申請)→9/1名称変更→移行完了→設立 	70	100	課長 柴田芳夫	
24年度						
25年度						
26年度						
進捗状況の求め方	認定(認可)の目標をH24年第3期とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。					

No.	25	体系コード	2-1-4	担当セクション	教育部社会教育課			
取組事項	亀岡市体育協会の公益財団法人への移行							
問題点等 (改革の 必要性)	生涯スポーツの普及・振興、競技力の向上等、スポーツ振興事業を推進する上において、市民のニーズが多様化する中で市民ニーズにあった事業と内容の充実が望まれており、効率的で効果的な行政サービスの提供をするためには、公益財団法人に移行する必要がある。		取組内容	市民駅伝大会をはじめ各補助事業の整理(見直し)を行なう。 方策・組織・運営のあり方について検討を行うとともに公益財団法人化への移行を推進する。				
効果	全ての市民がスポーツを楽しむことができ、生きがいのある生活、活力のある社会づくりを推進できる。		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	公益財団法人化の推進		移行完了(H24)	準備	実施			
	体育協会と連携を深め、生涯スポーツの推進及び強化		随時	実施	実施	実施	実施	実施
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)		-	-	-	-	-
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)		-	-	-	-	-

実施状況				進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇方針決定 ◇移行準備会議の設置(法人設計の検討) ◇移行準備会議 ◇20年度会計基準の試行導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◇理事会及び評議員会において公益法人化への方針を決定 ◇体育協会に公益法人化に向けた検討委員会を設置 ◇第1回検討委員会を開催(H22.7.19) ◇公益法人化に向けた内部会議の開催(検討委員会) ◇定款の原案作成 ◇定款の原案について京都府と協議及び評議員選考委員会規定作成協議 ◇公益法人化に向けた内部会議の開催(理事会及び評議員会) ◇最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請提出 ◇新会計基準コンサル協議 	25	25	課長 山内照幸	
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇20年度会計基準の本格導入 ◇旧主務官庁への寄付行為の変更認可申請 ◇旧主務官庁への最初の評議員選任機関の認可申請 ◇評議員選定委員会(最初の評議員の選任決議) ◇移行準備会議 ◇定款(案)の策定 ◇理事、監事及び評議員の選任 ◇公益財団法人への移行認定申請 ◇認定 ◇公益財団法人への移行登記申請(設立登記申請及び特例民法法人の解散登記申請) ◇登記事項証明書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◇公益法人移行に伴う説明会を開催。 ◇理事候補者選任準備への方針を決定。 ◇会計基準の導入準備・導入 ◇新評議員候補者名簿作成 ◇評議員選定委員会開催(評議員の選任) ◇理事・評議員会の開催 ◇公益財団法人への移行認定申請京都府提出 ◇認定申請に伴う府との協議 ◇2/20府公益認定等審議会より答申(認定) ◇移行登記等申請事務(平成24年4月1日登記予定) 	90	90	課長 山内照幸	
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇公益財団法人へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成24年4月1日付で公益財団法人へ移行 	100	100	課長 樋口隆久	
25年度						
26年度						
進捗状況の求め方	H24年度第1期の移行完了を目標として、それまでの進捗状況から主観的に算定する。					

No.	26	体系コード	2-1-4	担当セクション	教育部社会教育課			
取組事項	亀岡市文化財保存会の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	財団の自主財源の確保が困難な状況にあり、また、狐塚の保存に係る設立の初期目的も達成していることから、財団の整理・合理化を進める必要がある。		取組内容	平成22年度末までの解散を目標に、京都府との協議を進める。				
効果	外郭団体については「外郭団体の見直しガイドライン」により必要に応じて統廃合が求められており、当財団の解散により、組織のスリム化が図れる。		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	文化財保存会の解散		解散	実施				
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-				
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-				

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇京都府との協議 ◇解散手続 ◇解散	◇監督官庁（京都府文化財保護課）との協議を実施。 ◇監督官庁（京都府文化財保護課）と解散手続きに係る提出書類整備について協議を実施。 ◇解散に向けての提出書類を作成作業を実施。 ◇解散に係る監督官庁（京都府文化財保護課）との協議完了。	100	98	課長 山内照幸
23年度		◇土地所有権移転登記準備 ◇土地所有権移転登記完了	100	100	課長 山内照幸
24年度	/				
25年度	/				
26年度	/				
進捗状況の求め方	解散目標(H22年度末)を100%として、その間における事務の進捗状況等から主観的に算定する。				

No.	73	体系コード	2-1-4	担当セクション	生涯学習部市民協働課			
取組事項	亀岡市交流活動センターの再編							
問題点等 (改革の 必要性)	今日までの成果をふまえ、行政背景及び公益法人化に伴う制度背景等に基づき、当センターのあり方を検討した結果、組織及び事業の見直しが必要である。(公益財団法人への移行に向けた取組No.20取組みを中止)		取組内容	◇当センターを再編する。(公益財団法人は取得しない) ◇事業の見直しを行い、真に必要な事業は市直営での実施、または他団体に移管の上、実施・対応する。				
効果	当センターの再編により、組織のスリム化が図れる。		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	事業の見直し		事業の整理縮小		実施 →			
	施設管理の検証		施設管理引き継ぎの検討		実施 →			
	施設管理の決定		施設管理引き継ぎ団体の決定		実施 →			
再編		再編		実施 →				
目標効果額	—千円	単年度目標効果額(千円)			—			
実績効果額	—千円	単年度実績効果額(千円)			—			

実施状況			進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績	
22年度	/	22年度当初は、公益財団法人格の取得を目指していたが、住民交流及び国際交流における民間中核組織として今日までの成果を踏まえ、今日的当センターのあり方を再検討した結果、23年度における公益法人は取得せず再編することとした。故、22年度の取組<No.20>については中止した。 (再編に向けての取組みは23年度実施計画<No.73>で別の事項として取組む)	/	/	/
23年度	◇事業の見直し ◇施設管理の検証 ◇施設管理の決定 ◇再編	◇事業の見直し ◇施設管理の検証 ◇施設管理の決定 ◇再編	100	100	課長 山田二期
24年度	/	/	/	/	/
25年度	/	/	/	/	/
26年度	/	/	/	/	/
進捗状況の求め方	再編の目標を平成23年度中とし、それまでの進捗状況から主観的に算定する。				

No.	29	体系コード	2-1-5	担当セクション	総務部総務課			
取組事項	行政窓口のワンストップサービスの調査・検討							
問題点等 (改革の 必要性)	現在、市民が証明書等の発行について、各課窓口を移動しなければならない状況にある。		取組内容	様々な手続きを、情報通信技術(ICT)を活用し、一つの窓口(ワンストップ)で対応できるサービス内容の検討を行う。 検討の結果、市民サービスの向上度や費用対効果などの観点から「実施すべき」とするサービスが見出された場合は、実施に向けた対応を進める。				
効果	行政窓口ワンストップサービスの実現性が高められる。		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	窓口業務現状把握		随時	検討				
	検討委員会設置・検討		随時	検討				
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-	-				
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-	-				

期	実施状況		進捗		責任者
	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇窓口業務現状把握 ◇検討委員会	◇窓口業務現状把握 ◇ワンストップサービスについて勉強会開催 ◇ワンストップサービスについて事例調査 ◇ワンストップサービス検討基礎資料作成	80	80	課長 西田 稔
23年度	◇検討委員会	◇ワンストップサービス検討基礎資料作成 ◇ワンストップサービス検討会 ◇調査・検討結果報告	100	100	課長 西田 稔
24年度					
25年度					
26年度					
進捗状況の求め方	現状における「結論」を得る目標をH23年度第2期と設定し、それまでの事務の進捗状況等から主観的に算定する。				

No.	46	体系コード	2-2-2	担当セクション	教育部学校教育課			
取組事項	公立小中学校スクールバス使用料の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	本市スクールバスの使用料は、当初の運行経過及び利用する児童生徒の通学距離等の理由から、各学校毎の使用料(保護者負担額)の設定には格差があり、全市的に保護者負担の均衡を図り、適正な使用料を徴収することが求められています。		取組内容	全市的な保護者負担の均衡を図り、適正な使用料を徴収するために各学校PTA及び地元自治会と協議し、使用料の見直し(改定)を行ないます。また、山間部等の児童生徒通学時の安全確保を図るため、現行路線の見直し、新規路線の運行についても検討します。				
効果	◇公平・公正性の確立 ◇自主財源の確保		効果額の 求め方	スクールバス使用料の改定額を、全路線ともふるさとバス運賃相当額と仮定し、実収入として遠距離通学費補助額を差し引き、現状と比較し実収入増加分を算出する。				
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	使用料見直しに向けた検討			検討				
	見直しに係る協議(各学校PTA、地元自治会)				準備			
	使用料の見直し(改定)						実施	
目標効果額	****千円	単年度目標効果額(千円)	****	****	****			
実績効果額	****千円	単年度実績効果額(千円)	****	****	****			

実施状況			進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績	
22年度	◇使用料見直し案の検討 ◇使用料見直しに係る素案決定	◇運行経過・形態、運行経費、使用料等の実態把握。 ◇使用料見直し案の検討。 ◇使用料見直し方針について協議。 ◇市議会の事務事業評価等の中で「無償化すべき」との提案を受け、無償化へ向けた見直しを行うこととした。 ◇22年度取組<No.46>については取組方針を転換し、教育の機会均等の確保の取組みとして23年度実施計画<No.75>で別の事項として取組むこととした。	30	25	次長 谷 勇一
23年度	◇見直しに係る協議(各学校PTA、地元自治会)		40		
24年度	◇使用料改定案提示(各学校PTA、地元自治会) ◇使用料改定案決定		100		
25年度	◇使用料改定				
26年度					
進捗状況の求め方		改定目標であるH25年度までを100%とし、事務の進捗状況から主観的に算定する。			

No.	68	体系コード	3-2-2	担当セクション	企画管理部人事課			
取組事項	昇任試験制度の見直し							
問題点等 (改革の 必要性)	職員数の削減、組織の効率化等により昇任ポストが減少したことにより、1次試験に合格しても昇任が困難となっており、受験者の負担感が増大している。		取組内容	昇任ポスト数に影響されることなく、能力、やる気、適性のあるものへ昇任資格を付与する。 2次試験の制度改革を行い、職員の負担感の軽減を図る。				
効果	◇組織の活性化 ◇職員の能力向上		効果額の 求め方					
プログラム	具体的取組		目標値等	工 程				
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2次試験(面接・論文)の制度改革			実施				
目標効果額	-千円	単年度目標効果額(千円)	-					
実績効果額	-千円	単年度実績効果額(千円)	-					

実施状況			進捗		責任者
期	計画	実績	計画	実績	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇面接試験、論文試験の見直し検討 ◇所属長の内申等による選考方法の追加 ◇昇任ポストに影響されない昇任資格の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ◇面接試験、論文試験の廃止 ◇実施時期の変更、所属長の内申等による選考方法の追加 (筆記試験と所属長の内申等による制度として見直し) ◇昇任ポストに影響されない昇任資格の付与 <p style="text-align: center;">↓ 詳細</p> <p>【22年度取組詳細】 受験者の負担軽減、また、人材育成基本方針にある資格試験とすため下記のとおり改善した。</p> <p>2次試験(面接試験・論文試験)を廃止し、教養試験合格者の中から、日々の職務状況を把握している所属長および所属部長からの内申により、係長昇格者及び資格付与者を選定した。 教養試験日程を議会、予算編成関連作業等の時期と重なる12月から各部署において比較的余裕のある夏季期間(7月~9月)後の10月とし、試験前に十分な時間的、精神的な余裕が持てるようにした。</p>	100	100	課長 岸 親夫
23年度					
24年度					
25年度					
26年度					
進捗状況の求め方	制度導入の目標年度(H22)を100%として、事務の進捗状況から主観的に算定する。				